

4. 自宅での療養を続けたい

(1) 訪問診療

訪問診療とは、医師が定期的に自宅へ訪問し、診察などを行います。患者さんやご家族からの求めに応じて24時間体制で応じ、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャー（介護支援専門員）とも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができる体制を整えます。また、状態が急に悪くなったときには、病院医師と連携し、治療法の相談や再入院の手配を行います。

(2) 訪問看護

訪問看護とは、病気や障害を持った人が住み慣れた家で、その人らしく生活ができるよう看護ケアを提供するサービスです。医師の指示のもと、訪問看護ステーションから看護師等が利用者宅を訪問し、医師等と連携をとりながら、療養生活を送っている方の看護を行います。医療保険または介護保険により利用することができます。



訪問診療・看護を希望する場合

相談支援センターまたは、かかりつけの病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャーにご相談ください。

相談支援センター➡P29

コチラもCheck!

- ➡P78「在宅医療、在宅での療養生活を支える仕組み」
- ➡P82「介護保険の申請から利用まで」



(3) 介護保険

在宅で療養していると、人の助けや福祉用具（ベッドや車いすなど）が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。介護保険の対象になると、介護度に応じて、要介護サービスを総費用の1割の自己負担で利用することができます。がん患者さんも介護保険のサービスを利用できることがあります。介護保険のサービスを受けることを希望される方は、各市町村介護保険担当課へお問合せください。



覚えておくとよいこと

認定には、約1カ月かかりますので、早めに申請することをおすすめします。

各市町村介護保険課➡P74

【介護保険の対象・サービス内容等】

■対象

- ①65歳以上の被保険者で、入浴排泄・食事などの日常生活動作について、介護を必要とする状態にある、あるいは虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受ける事が必要な方。
- ②40歳～65歳未満の方で、16の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合。＊16の特定疾病には、医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断した方も含まれます。

■受けられるサービス

認定結果によって要介護状態区分が決定します。ケアマネジャーと相談し、次のようなサービスが受けられます。

■在宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイケア、デイサービス等

■施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等

(4) 介護用品のレンタル

介護用品が急に必要になった時、または一時的に必要な時に、特殊寝台(ベッド)・褥創予防マット・車いす・杖・歩行器などをレンタルすることができます。ご利用したい方は、各市町村の介護保険課にお問合せ下さい。レンタル品目や対象者、貸付期間、自己負担額などは市町村によって異なります。また、社会福祉協議会においても、福祉用具レンタルについて相談が受けられます。

📞**問合せ先** 各市町村の介護保険課 ➡ P74 沖縄県社会福祉協議会 ➡ P75

(5) 介護タクシー

ホームヘルパー2級以上の資格を取得した乗務員が、病院や施設などへの送迎、観光や冠婚葬祭など、介護を必要とする方々を車いすごと、又は、寝た状態で移動できる手段を提供します。利用する際は、予約が必要ですので、下記の連絡先にお問合せください。また、利用料金やサポート料金なども事前に確認しましょう。

(2013年2月現在) ※掲載は主な事業所です。

地区	会社名	電話
北部/中部/南部	沖縄介護タクシー事業協同組合	0120-356-194
宮古地区 (宮古島)	グリーン	0980-74-3113
	社会福祉協議会(緊急対応時)	0980-72-4240
	みつば	0980-75-3043
八重山地区 (石垣島)	NPO法人ゆうき	0980-82-3600
	ほっとケア	0980-88-0560
	ゆいケアサービス	0980-84-3939



(6) 高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)

高齢者の総合相談や権利擁護のための窓口です。内容は、介護保険や介護サービスに関する相談・苦情や、日常生活での困りごとについてご相談できます。各市町村の地域包括支援センターへご相談下さい。



沖縄県高齢者福祉介護課ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/korei>

ページ中ほど「地域包括支援センターへ相談する」をクリック

(7) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは、お子さんを預かってほしい方「お願い会員」と、お子さんを預かることができる方「まかせて会員」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら地域が主体となって行う子育て支援の有償ボランティア活動です。利用する際は、沖縄ファミリーサポートセンター連絡協議会へご相談ください。

■ 援助内容

- ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること
- ・保育園までの送迎を行うこと
- ・学童保育終了後、子どもを預かること
- ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること

■ 利用方法

在住・在勤の市町村が設置するファミリーサポートセンターに会員登録が必要です。

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会

労政能力開発課 ☎ 098-866-2366

FAX: 098-866-2355 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

(2013年2月現在)